令和８年第３回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和８年９月７日（月曜日）第１号

開会宣告
正・副委員長の互選
開議宣告
議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算
議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（１１名）

委員長	武田　真君	副委員長	石田健太君
委員	是枝貴裕君	委員	伊藤俊喜君
	山下克己君		鈴木伸之君
	中道博武君		水島美喜子君
	辻　勲君		沢田広志君
	小黒　弘君		

（議　長　多比良　和　伸）

○欠席委員（１名）

高田浩子君

○　予算審査特別委員会出席者　○

１．本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	板垣喬博
砂川市監査委員	中村一久

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	井上　守
総務部長 兼会計管理者	三橋真樹
総務課長	岩間賢一郎

市長公室課長	遠藤和也
政策調整課長	安武学
ＤＸ推進課長	渡部秀樹
会計課長	谷口昭博
市民部長	伊藤修一
市民生活課長	米谷和敏
税務課長	齊藤史憲
保健福祉部長	畠山秀樹
社会福祉課長	岡康裕
子育て支援課長 兼子ども家庭センター所長	作田哲也
介護福祉課長	斉藤亜希子
ふれあいセンター所長	佐藤哲朗
子ども通園センター所長	東海林義孝
経済部長	奥山雅喜
商工労働観光課長	阿部範明
農政課長	谷地雄樹
建設部長	野田勉
土木課長	中本和幸
都市計画課長	馬場修二
建築住宅課長	上口徹也
病院副事業管理者 兼事務局長	朝日紀博
病院事務局次長 兼医師診療支援室副審議監 兼附属看護専門学校副審議監	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
管理課長	堀下直樹
管理課副審議監	和田忠成
経営企画課長	阿部雅和
医事課長	川端祥子
地域医療連携センター副センター長 兼がん相談支援センター副センター長	大坂衣里

３．砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基

学務課長	早川浩司
学校再編課長	篠﨑強
社会教育課長	名久井淳
スポーツ振興課長	小島武史
公民館長	上山哲広
図書館長	工藤雅子
学校給食センター所長	櫻田哲也

4．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
選挙管理委員会事務局次長	岩間賢一郎

5．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	奥山雅喜
農業委員会事務局次長	谷地雄樹

6．本委員会の事務に従事する者

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	表祐馬
事務局係長	佐々木健児

開会　午前１０時５９分

◎開会宣告

○議長　多比良和伸君　ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長　多比良和伸君　お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には武田真委員、同副委員長には石田健太委員を指名します。

休憩　午前１０時５９分

〔委員長　武田　真君　着席〕

再開　午前１１時００分

○委員長　武田　真君　議事に入る前に、本委員会は高田浩子委員が欠席していますので、ご報告申し上げます。

◎開議宣告

○委員長　武田　真君　それでは、直ちに議事に入ります。

○委員長　武田　真君　本委員会に付託されました議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算、議案第２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算の４件を一括議題とします。

お諮りします。

審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒　弘委員　せっかくですから、質疑をしたいと思います。

条例の制定の関係で、これは放射線治療科というのを腫瘍放射線科とまず名前を変える

ということなんですけれども、これは具体的にどういうことなのかをお伺いします。
○委員長　武田　真君　管理課長。
○管理課長　堀下直樹君　まず、改正の経過なんですけれども、当院はがんや腫瘍に対する放射線治療を専門に実施している今言った放射線治療科というものと画像診断、あと画像下治療、俗に言うＩＶＲ、そちらを実施している放射線診断科というものがあるんですけれども、このＩＶＲを実施する診療科が放射線治療科だということで誤認されることがございまして、他の医療機関から照会を受ける事例が発生しているということであります。このため、診療内容をより明確に示すことで医療機関相互の連携を一層高めていくということで放射線治療科から腫瘍放射線科に改めるというものでございます。
○委員長　武田　真君　小黒弘委員。
○小黒　弘委員　まさに素人考えなので、放射線治療科というと全体的にいろいろな病気に対応してみたいな感じを受けるんですけれども、どちらにしても放射線をやるということはがんだということだから、腫瘍というのをしっかりと今回は書き込んでその科にしたということなのかどうか、もう一回確認だけお願いします。
○委員長　武田　真君　管理課長。
○管理課長　堀下直樹君　委員さんおっしゃるとおり、診療科の名称に腫瘍というものを明示することで放射線診断科との役割をより明確にしまして、がん、腫瘍に対する放射線治療を専門にする診療科ということで患者さんや地域の医療機関に分かりやすく示すことができるということで変更をかけております。
○委員長　武田　真君　小黒弘委員。
○小黒　弘委員　そこは分かりました。
　もう一点、心療内科という科がなくなるということなんですけれども、まさにこの条例改正によってこれがなくなるということは、心療内科そのものがなくなるということでいいのかどうかお伺いします。
○委員長　武田　真君　管理課長。
○管理課長　堀下直樹君　現在も休診中となっております心療内科につきましては、診療科としての名称を存続させるものではなくて、現在の診療体制は今の精神科、そちらの実態に即して診療科名を廃止することとなっております。心療内科と精神科については診療領域が大きく重なる部分が多くて、現在も精神科において心身の不調に関する診療精神疾患の診療も行っておりますので、心療内科を廃止した後も精神科において必要な診療を継続できる体制となっているところでございます。
○委員長　武田　真君　小黒弘委員。
○小黒　弘委員　患者側からするとなんですけれども、精神科に通うとか通院するというのと心療内科に行っていますというのと、特に心の病だったりという場合はここはとても違うと私は考えるんですよね。今心療内科そのものが休診をされているというお話だった

んですけれども、これは大分前から休診されていてということなのか、それは関連すると思いますので、そこら辺をちょっとお伺いします。
○委員長　武田　真君　管理課長。
○管理課長　堀下直樹君　心療内科については令和２年７月１日に開設をしておりまして、その診療科を担当されていた先生が異動された後、令和４年８月から休診ということになっておりますので、既に４年が経過しているというところで、心療内科の患者さんも精神科に一定程度おりました。
○委員長　武田　真君　小黒弘委員。
○小黒　弘委員　心療内科そのものが４年前から休診になっているということだったんですね。だとすれば分かりました。
以上です。
○委員長　武田　真君　他にご発言ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第１１号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
これより補正予算に入ります。
議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。
８ページ、第２款総務費、第１項総務管理費について質疑ありませんか。
沢田広志委員。
○沢田広志委員　それでは、総務管理費、１０目市民生活推進費、浦臼砂川線バス運行に要する経費５５７万６，０００円が今回提案されておりますので、その関係でそれぞれ除雪委託料と詳細なところがのっておりますので、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。
まず初めに、除雪委託料１６３万８，０００円ということで計上されておりますけれども、先ほどの総括質疑を通しながらお聞きしていると、バス停の除雪の関係は沿線自治体、砂川市の場合は砂川市が実施をしていかなければいけないといったことをお話されておりましたので、この除雪の関係をもう少し詳しく、強いて言うとどのような方法で除雪をされるのかを含めてお聞かせいただきたいと思います。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。

○市民生活課長　米谷和敏君　除雪委託料の詳細ということでお伺いいたしましたが、内容につきましては現行の浦臼砂川線を踏襲しまして、美唄自動車学校から停留所の管理は各市町で行えということでありましたものですから、砂川市におきましては引き続き中央バスが使用する停留所を除いた浦臼砂川線の停留所について冬期間に停留所からバスの乗降口まで、そこの間口除雪、雪堤除雪というところを早朝に行う必要があるということから、市内の事業所に委託して実施しようとするものでございます。詳細というところで言いますと、雪堤除雪という言葉があったんですが、そちらについては市道除雪の出動時に路肩の部分に雪の壁ができてしまうんですけれども、その部分にバスの運行車両が来たときにそこにお客さんがいないかいるか分からない高さの場合はちょっと困るというところがございまして、そこを削る作業です。こちらにつきましては、そういう支障が出た場合に適宜やっていくという内容になっておりまして、間口除雪は随時停留所からバスの乗り口までの間、人が１人歩けるようなところのスペースをなるべく転倒しないような、砂をまきながらという形で除雪を行うものでございます。

　除雪の場所につきましては、国道１２号沿いのバスの停留所でございまして、全部で７停留所ございます。あと、１２号線上には中央バスが使用しております停留所が４か所ございますが、こちらについては委託の範囲になっておりません。

○委員長　武田　真君　沢田委員。

○沢田広志委員　除雪の方法を含めて分かりました。ご存じのように私は国道１２号線沿いに住んでおりまして、目の前が中央バスさんのバス停でございます。バス停のところ、特に国道１２号線の関係で言いますとバス停のところだけは基本的に歩道側に引っ込んでいるということがあって、これは除雪の関係は開発局の滝川道路事務所が早朝実施をされて、除雪した場合は全部横に置いていきますということでやられております。バス停のところもそのまま置かれておりまして、過去的にずっと見ていますと、私のところ以外のところ、例えば南１０丁目、宮川町、さらには南５号線、さらには東圧正門前とか北電入口、南８号線を見ていましたら、基本的に除雪した雪がそのまま置かれて、それが１回ならいいですけれども、シーズン中はどんどん山になっていきます。その解消のためには、見通しをよくするために上のほうを、要するに乗降者が見えるような、バスが見えるような形にするということであるんですけれども、そういったことをきちんとできるかどうかということ。

　それと、もう一つは、乗る方のために１人が通れるだけの間口にしますよということでお話がありましたけれども、それだって間口を機械でするのか手でするのかによって変わってくるのかなと思うし、正直除雪に当たってはほぼ機械でないとできないような状況かなと私は思っています。というのは、国道沿いの除雪の雪というのはほぼ硬くて重くて、積み重なっていくと。同時に、歩道の除雪をした車がそのままその上に雪を飛ばして置いていくといったことで、ほぼ固まっているような状況なので、そういったことを含めて見

ているものですから、果たしてきちんとした形で初めて市がバス停のところを除雪するということが可能なのかどうかということをちょっと疑問に思っておりますから、この辺はそういうこともしっかりと対応していきますよということの考えを持っているのであれば聞かせていただきたいと思います。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。
○市民生活課長　米谷和敏君　除雪委託の関係の懸念点ということの部分かと思いますが、今除雪事業者として想定しておりますところは、実は公共交通関係にちょっと絡んでいる経験のある事業者を予定をしていまして、そことも密に話して、そういったところを除雪する際には硬い雪、国道でしたら国道の除雪後に出る雪です。一応は、打合せの中では除雪が終わった後に入るという形でお願いしたいという打合せはしております。その後、一応機械という部分で今おっしゃっていたんですが、なかなか機械を持ち運んで下ろす、載せるという作業も難しいので、基本は手作業でやっていただくと。やはりいろいろな方が乗りますので、下地が滑るようなことがないようにとか、そこも配慮しながらやりたいと思っております。ですので、その辺を気をつけながら何とか除雪を対応していきたいと考えております。
○委員長　武田　真君　沢田委員。
○沢田広志委員　１０月から始まりで、除雪委託料というのはこの冬のシーズンの予算計上なのかなと思っていますので、その辺は十分承知しながら、手作業だということであります。正直大変だなと私は実感しています。私自身もバス停の除雪をしていますので、正直硬いですから、きちんとできるかどうかというのは、一回でもやらなかったらどんどん積もっていきますから、今年度は初年度ということなものですから、その辺はしっかりとやりながら検証していただいて、また次年度に対応してもらえればなというふうに思っています。大体具体的な内容については分かりました。今まで従前のように中央バスさんのバス停のときには、人が通るところがあるといっても何もないところを人が歩いて、ただ馬の背のようになった雪山を越えて入っていくような状況があったということと、本当に１人が通れるくらいしかない。間口というのは１人しか通れないみたいな感覚がありましたので、そういったことがないように、ある意味では利用者にとって利便性のよい形になること、この点についてはお願いをしておきたいなと思っております。
　２つ目なんですけれども、初期整備費等負担金１４０万９，０００円、先ほど総括質疑を聞きながら、場合によったら周知のための部分も、例えばチラシの配布だとか、ポスターだとか、あとは時刻、ダイヤの関係、もう既にバス停のところには美自校さん、運行事業者さんの名前入りで各町の名前が入ったもので一覧の時刻表が貼ってありましたので、そういったことを含めてのことなんだなと思うんですけれども、この辺もう少し具体的な部分でどういう内容なのか聞かせていただきたいと思います。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。

○市民生活課長　米谷和敏君　初期整備費等の負担金の詳細ということなんですが、負担金の種類としては大きく２つございまして、端的に申し上げますと、まずは１つ目としては運行事業者が運行開始に当たり必要となる経費というところで、その経費のイメージとしては車内の音声装置を新たに整えないといけないというところと、あと停留所の整備等、その他運行開始に必要な経費の部分を、先ほど総括質疑でも申し上げました各市町の負担割合に基づいた分を負担していく額が私どもで計上している額であります。

あと、２つ目としましては、現行のバス車両の購入費用につきましては浦臼町が負担しておるんですけれども、そちらを今回我々が浦臼砂川線に代替交通として使わせていただく中で、車両の購入費というのが浦臼町さんが全額負担しているんですが、その部分を減価償却の考えに基づきまして現時点における減価償却の残存価格なるものがありまして、そちらのうち砂川市の負担割合に応じた部分を今回予算に入れさせていただいて、大きくその２つを初期整備費等負担金ということで計上しているところでございます。

○委員長　武田　真君　沢田委員。

○沢田広志委員　初期整備費等負担金については、内容的には分かりました。それで、もう少し詳細を聞かせていただけるのなら聞かせていただきたいと思うんですけれども、車内音声装置の関係だとか、あと車両購入、基本的に浦臼町さんに車両を購入していただいて、減価償却の関係の残存価格といったことでお話がありました。１４０万９，０００円のうち、金額的にどのぐらいの金額で想定されているか、もし聞かせていただけるのなら聞かせていただきたいと思います。

○委員長　武田　真君　市民生活課長。

○市民生活課長　米谷和敏君　初期整備費等負担金の２つ種類があるそれぞれの金額の内訳ということでございますが、先ほど１つ目で申し上げました運行事業者が運行開始に当たり必要となる経費につきましては６５万円程度です。こちらを計上しております。あとは、もう一つの現行車両の負担金のところにつきましては、残りの７５万円程度の部分を負担するというような内訳となっております。

○委員長　武田　真君　沢田委員。

○沢田広志委員　金額もある程度教えていただきまして分かりました。これは、初期整備費等負担金でありますので、今後この関連について車両購入の関係も含めて、まず１０月１日から初年度の初めてのことではありますけれども、今後こういった車両の関係だとか含めてはまた発生する可能性としてあるかどうか、今の時点で分かる範疇でいいんですけれども、聞かせていただければと思います。

○委員長　武田　真君　市民生活課長。

○市民生活課長　米谷和敏君　今回の初期整備費等負担金の部分で今後の扱いというところなんですが、一応今言った２点の部分につきましては初回の負担というところで一回整理されています。あとは、実際運行を始めてから細かい修繕とか云々とか車両、そちらに

ついては運行経費ということで、それは逐次毎年度運行する中でかかってくる形になっております。
○委員長　武田　真君　沢田委員。
○沢田広志委員　分かりました。まずは令和８年度は半年間、本当に初年度ということで、この初年度を実施することによって次年度の関係にまたいろいろと加味されてところがあるのかなという思いもしながら、この点については分かりました。
　３点目に、収支不足額補償金２４７万１，０００円ということで、先ほど負担割合についても均等割２０％、そして８０％、砂川の場合は２７．１１％といったことがあると思うんですけれども、そもそもこの２４７万１，０００円の金額試算の算出はどのような形でされているのか聞かせていただけないでしょうか。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。
○市民生活課長　米谷和敏君　収支不足額補償金についてのご質問なんですが、算定の方法としましてはまず運行するに当たっての実際の運行経費の全体を、見込みとしてですけれども、まず全体として１，３００万円程度を想定しておりまして、そこから、今運賃の収入的な部分がありますので、そちらを４００万円程度見込みまして、その差引きした総体が大体９１０万円程度になるんですが、それを、先ほどからもちょっと申し上げていますが、砂川市の負担割合を掛けまして、実際２４７万１，０００円という形で計上しているところでございます。
○委員長　武田　真君　沢田委員。
○沢田広志委員　大体中身的には見えてきたので、分かりました。それで、今回初めての予算で収支不足額補償金ということで、従前の中央バスさんの場合は恐らく９月で締まって、年間、そのときにたしか予算執行ということで、収支不足額を議会に諮って出しているということですけれども、今回はそもそも最初から収支不足額補償金といった名でうたわれているんですけれども、この辺は今までの中央バスさんのやった従前のやり方とはちょっと違うんだということになるのかどうか、この辺をもう少し詳細に聞かせていただければと思うんですけれども。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。
○市民生活課長　米谷和敏君　中央バスさんとの収支不足額補償金の扱いの違いというところなんですが、今回美唄自動車学校さんという会社さんにやっていただくんですが、中央バスさんと比較してちょっと小規模な部分がありまして、中央バスさんにおいては１年終わった後にその部分をお支払いするという形ができたんですが、今回の運行事業者さんのいろいろな財務的な資金繰りの面とか、そういうこともございまして、一応協議の中では毎月いただかないと運行に対応がなかなか厳しいとお話がありましたことから、美唄自動車学校さんが運行する浦臼砂川線につきましては毎月支出することになることから、今回半年分を計上させていただいているところでございます。

○委員長　武田　真君　沢田委員。
○沢田広志委員　分かりました。今回は半年分ですけれども、収支不足額補償金については強いて言えば毎月乗降客と収入と、その辺を精算して、そして恐らく締めてからですから翌月ぐらいになるかと思うんですけれども、そういった部分で補償金を運行事業者さんに納めるというか、渡していくといったことでいいのか、今の説明でそうだと思うんですけれども、もう一度確認で聞かせていただきたいと思います。
○委員長　武田　真君　市民生活課長。
○市民生活課長　米谷和敏君　浦臼砂川線の部分につきましては、毎月収支不足額をお支払いしていくということで間違いございません。
○委員長　武田　真君　他にご発言ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
次に、第６款農林費、第１項農業費について質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
次に、第７款商工費、第１項商工費について質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
次に、１２款諸支出金、第１項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
続いて、４ページ、第２表、地方債補正について質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
続いて、歳入に入ります。７ページについて質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第１号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。
これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第２号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第３号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長　武田　真君　以上で本委員会に付託されました議案第１１号、議案第１号から第３号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会　午前１１時２８分

委　　員　　長